

道路生態研究会研究部会 細則

2017年4月11日幹事会決定

第1条（総則）

本規約は、研究部会の設立、運営、改廃等に関するものである。

第2条（目的）

研究部会は、当該部会員が特定のテーマに関して共同で研究、交流、議論、および発表し、道路生態研究の発展に貢献する研究成果を得て、それを研究会会員に提供することを目的とする。

第3条（活動内容）

研究部会で実施する内容として、以下の活動を行うものとする。

- (1) 道路生態に関する研究テーマの企画・立案
- (2) 年次計画の作成
- (3) それに関する事項

第4条（委員）

研究部会の運営のため次の役員をおく。

- (1) 委員は、原則としてその全員が本研究会員とする。
- (2) 研究部会を代表する者として部会長1名、その補佐を行うものとして副部会長2名を定める。

以上

